

議 会 資 料	議案第 32 号
総 務 課	

志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

地方自治法の一部改正により、令和6年度からパートタイム会計年度職員の勤勉手当が支給可能となり、併せて令和6年度からフルタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するものとする総務省の通知が発出されました。このため、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について所要の改正を行います。

2. 改正する条例の要点

期末手当を支給する会計年度任用職員に対して、常勤職員と同様に、勤勉手当も支給することができるよう規定を整備します。

参考：令和6年度の常勤職員の勤勉手当の支給月数

	6月期	12月期	合計
支給月数	1.025月分	1.025月分	2.050月分

3. 改正による効果等

常勤職員や国の非常勤職員の給与との均衡を図ることができます。

志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年志摩市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u> _____をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬<u>及び</u>期末手当 _____をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第25条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が30時間以上の者に限る。以下この</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><u>第14条の2 給与条例第18条の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第25条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が30時間以上の者に限る。以下この</p>

条_____において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日、1週間当たりの勤務時間が30時間以上から30時間未満に減少した者で、その時点における1会計年度内の1週間当たりの勤務時間が30時間以上として在職する任期が6箇月以上ある職員にあっては、基準日直近において週の勤務時間が30時間以上から30時間未満に減少した時点の前日現在)以前6箇月以内の在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日、1週間当たりの勤務時間が30時間以上から30時間未満に減少した者で、その時点における1会計年度内の1週間当たりの勤務時間が30時間以上として在職する任期が6箇月以上ある職員にあっては、基準日直近において週の勤務時間が30時間以上から30時間未満に減少した時点の前日現在)以前6箇月以内の在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)

第25条の2 給与条例第18条の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡し

た日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の規定による勤勉手当の支給について準用する。